

令和7年度 第4回国見町総合計画審議会 次第

日時：令和8年2月5日（木）

午前10時00分～

場所：観月台文化センター大研修室

1 開 会

2 審 議

- ① 第6次国見町総合計画中間見直し（案）について
 - ・ 資料1 第6次国見町総合計画改訂版（素案）パブリックコメント実施結果
 - ・ 資料2 第6次国見町総合計画改訂版（案）
- ② 第6次国見町総合計画令和8年度実施計画（案）について
 - ・ 資料3 令和8年度個別の主要施策（案）の概要
 - ・ 資料4 【別表】第6次国見町総合計画後期事業一覧表（案）
- ③ 国見町過疎地域持続的発展計画（案）について
 - ・ 資料5 国見町過疎地域持続的発展計画（素案）パブリックコメント実施結果
 - ・ 資料6 国見町過疎地域持続的発展計画（素案）に対する県意見等
 - ・ 資料7 国見町過疎地域持続的発展計画（案）
- ④ その他について
 - ・ 資料8 今後のスケジュール

3 町長あいさつ

4 閉 会

国見町総合計画審議会委員名簿

(任期：令和7年10月1日～令和9年9月30日)

No.	氏 名	団 体 名
◎条例第4条第1項第1号委員（町議会議員）		
1	小 林 聖 治	国見町議会
2	渡 辺 勝 弘	国見町議会
◎条例第4条第1項第2号委員（関係する機関及び団体の役職員）		
3	高 橋 一 博	国見町選挙管理委員会
4	八 島 富 一	国見町農業委員会
5	中 村 裕 美	国見町教育委員会
6	佐 藤 武	国見町消防団
7	星 野 正 博	国見町町内会長連絡協議会
8	菊 地 千津子	国見町民生児童委員協議会
9	寺 島 長 司	国見町介護保険運営協議会
10	村 木 陽 子	国見町健康推進員協議会
11	本 間 実	国見町生活環境推進員協議会
◎条例第4条第1項第3号委員（知識経験を有する者）		
12	岩 崎 由美子	福島大学行政政策学類
13	穴 戸 喜 幸	公立藤田総合病院
◎条例第4条第1項第4号委員（住民や町内に勤務する者の代表）		
14	高 橋 恵 子	国見町交通安全母の会
15	五十嵐 美 佳	手をつなぐ親の会
16	阿 部 亨	ふくしま未来農業協同組合
17	安 藤 八千代	国見町商工会女性部
18	紺 野 由 美	国見町PTA連絡協議会
19	鴨 田 忠 幸	国見町文化団体連絡協議会
20	原 田 武 重	国見町体育協会
21	安 田 節 子	国見町婦人会連絡協議会
◎条例第4条第1項第5号委員（その他町長が必要と認める者）		
22	三栗野 万 帆	新規就農移住者

(基本計画及び実施計画の策定)

第 6 条 町長は、第 4 条の議決を経た基本構想に基づき、町民の意見を聴き、基本計画を策定しなければならない。

2 町長は、前条の基本計画に基づき、町の財政状況を踏まえ、実施計画を策定しなければならない。

3 町長は、基本計画及び実施計画を必要に応じて変更することができる。

(審議会)

第 8 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、国見町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、総合計画の策定、変更及び推進について審議するほか、町政に関する重要な事項に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(審議会の構成)

第 9 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 関係する機関及び団体の役職員

(3) 知識経験を有する者

(4) 住民や町内に勤務する者の代表

(5) その他町長が必要と認める者

2 委員は非常勤で任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が委嘱当時の前項第 1 号又は第 2 号の職を離れたときは、同時に委員の職を失う。この場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、識見を有する者その他適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

5 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(審議会の組織)

第 10 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名により選任された副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 11 条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、会長及び副会長がともに事故あるとき又はともに欠けたとき若しくはともに定められていないときの会議は、町長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要により委員以外の意見を聴くことができる。